京都大学国際科学イノベーション棟長期使用施設の安全体制について

|  |
| --- |
| 〇〇〇号室安全体制図（例）実験室利用、事務所利用ともに記述、提出をお願いします。安全管理を行う上での項目（労働安全衛生、防火、設備管理、化学物質管理等）ごとに責任体制が明確になるように記述をお願いします。なお、労働安全衛生法第12条の2において、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を専任する必要があります。○○責任者（現場責任者等）氏名実験従事者b氏名実験従事者c氏名実験従事者d氏名実験従事者a氏名 |

京都大学国際科学イノベーション棟統括管理者　殿

　国際科学イノベーション棟長期使用施設の使用にあたり、労働安全衛生に関するすべての法令及び京都大学規程・規則等を遵守し、自らの事業活動に係る安全衛生についてすべての責務を負うことを約束します。

　　　　年　　月　　日

組　織　名

職　　　名

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞